

臨時休校の基準

台風等の接近にともなう臨時休校措置について、以下の通りに定める。

『暴風警報』や『特別警報』が『北大阪または兵庫県阪神地区』に発令された場合

【通常授業日】

- ①午前6時30分までに解除された場合
平常通り授業を実施する。
- ②午前8時までに解除された場合
9時45分より点呼を行い2時間目以降の授業を実施する。
- ③午前10時までに解除された場合
11時45分より点呼を行い4時間目以降の授業を実施する。
- ④午前10時（土曜日は午前8時）を過ぎても解除されない場合
臨時休校とする。

【定期考査日】

- ①午前6時30分までに解除された場合
予定の時間割通り考査を実施する。
- ②午前6時30分の時点で解除されていない場合
臨時休校とする。
- ③臨時休校になった場合
その日の考査は考査期間の最終日の翌日に実施する。
(最終日が土曜日の場合は月曜日実施)

※ なお『暴風警報』や『特別警報』が、居住地や通学路地域に発令された場合も、安全を確保し上記規定に準じて対応をすること。

気象庁の該当ページURL

大阪府（北大阪） http://www.jma.go.jp/jp/warn/331_table.html

兵庫県（阪神） http://www.jma.go.jp/jp/warn/332_table.html